

平成27年度 第1回 山縣市総合教育会議 議事録

1 開催日時

平成27年5月15日（金曜日） 午後1時30分～午後2時25分

2 開催場所

山縣市役所3階 303会議室

3 出席者

市長 林 宏優
教育委員 藤根 美登里（委員長）
大野 良輔（職務代理）
藤岡 功
川田 八重子
森田 正男（教育長）

4 事務局等の出席者

学校教育課長 渡辺 千俊
生涯学習課長 梅田 義孝
公民館長 堀 邦利
学校教育課 江尾 浩行 山口 友子

5 協議・調整事項

- (1) 山縣市総合教育会議運営要綱（案）について
- (2) 山縣市の総合的な施策の大綱（案）について
- (3) 山縣市いじめ防止基本方針（案）について

6 会議の概要

（午後1時30分開会）

事務局 こんにちは。本日はお忙しい中ご参集いただきありがとうございます。

初めに、新しく川田八重子さんが教育委員に任命されましたので、市長より辞令を交付させていただきます。

山県市長 辞令を交付させていただきます。

辞令。川田八重子様。山県市教育委員会委員に任命する。平成27年5月15日。山県市長、林宏優。

お世話になります。よろしくお願いします。

川田教育委員 よろしくお願ひします。

事務局 それでは、開会に当たりまして、市長からご挨拶申し上げます。

山県市長 それでは、改めまして、皆さん、こんにちは。

本日は、平成27年度第1回山県市総合教育会議のご案内を申し上げましたところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。この総合教育会議は、国の教育委員会の制度改革によりまして、大きく4つの改革がなされております。

1つ目は、教育長は教育委員さんの中の互選で選任されていましたが、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置になります。首長が直接、教育長を選任させていただくという制度改革が1つ目でございます。

2つ目は、全ての公共団体に対しまして総合教育会議を設置するという事で、また後ほど会議の内容につきましてはご説明をさせていただきますと思います。

3つ目は、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化を進めるということです。

4つ目は、教育に関する大綱を首長が策定することです。従来、教育は大きく分けますと2つに分かれていたと思います。まず、施設整備的なところは、首長の仕事としまして施設整備等を行ってきました。教育に関することはあくまでも教育委員会にて行っていました。そもそも首長が教育方針などの思いを伝えていくところや方法がなかったわけでございます。今回こうした総合教育会議におきまして、首長の教育への係わり方が少し変わってきたのではないかと思います。

今回この会議を開催しまして、教育委員の皆様と、教育大綱の策定等

についてご審議をいただくわけでございますので、どうかよろしくお
願い申し上げまして、第1回の会議の開催に当たりましてのご挨拶と
させていただきます。

事務局

ありがとうございました。

それでは、お手元の次第により進めさせていただきます。

まず初めに、総合教育会議の開催にあたって、資料ナンバー1をご覧
ください。

今ほど市長より説明がなされましたが、もう一度、教育行政の法律が
変更になった概要について、事務局より簡単に説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、
平成27年4月1日より施行されました。まず1点目は、新教育長の
任命等ということで、①教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得
て任命する。旧の法律は、地方公共団体の長が議会の同意を得て教育
委員に任命し、教育委員会の委員の中から教育長を任命していました。
旧教育長が教育委員の1人であるのに対し、新教育長は、教育委員会
の構成員であって教育委員ではないということです。

2点目について、教育長の任期は3年とする。地方公共団体の長の任
期は4年となっております。それよりも1年短くすることで、地方公
共団体の長の任期中、少なくとも1回は自ら教育長を任命できるよう
になった。なお教育委員の任期は4年で変更はございません。

3点目について、新教育長の職務及び服務に関して、①教育長は教育
委員会の会務を総理し教育委員会の代表とする。旧の法律は、教育委
員会の代表者は教育委員長であり、具体的な事務の執行責任及び事務
の指揮監督者は教育長である。

4点目について、教育委員会会議の透明化ということで、会議の議事
録を作成し公表するように努めなければならなくなった。今後、市の
ホームページ等を活用して公表するよう進めます。県内において、岐
阜市さんや大垣市さんは、会議録を市のホームページで公表されてい
ます。

5点目について、総合教育会議の設置及び大綱の策定ということで、
①公共団体の長は総合教育会議を設け、会議は首長が招集し、首長、
教育委員会により構成される。

②地方公共団体の長は、総合教育会議において教育委員会と協議し、
教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興
に関する施策の大綱を策定しなければならない。

③総合教育会議での協議内容は、大綱の策定、教育条件の整備等、重
点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について、協議、調
整を行うこととなります。

具体的な例としまして、(1)教育条件の整備等重点的に講ずべき施策
ということは、学校施設等の整備や学校の統廃合、予算編成や執行権
限など、提案権を有する市長と教育委員会が調整することが必要な事
柄が発生した場合、幼児保育や福祉担当部局と連携した総合的な子育て
支援のように、市長と教育委員会との連携が必要な事柄が発生した
場合など。(2)緊急の場合に講ずべき措置としては、いじめ問題により
児童生徒等の自殺が発生した場合やいじめ防止対策推進法第28条
の重大事態の場合、通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行
う必要がある場合、災害の発生により、生命または身体の被害が発生
していないが、校舎等の倒壊など被害が生じており、防災担当部局と
連携する場合などです。ただし、教科書採択、個別の教職員人事等、
政治的中立性の高い事柄につきましては、この総合教育会議で協議す
ることはありません。今までどおり教育委員会で協議することになり
ます。

施行時期は、平成27年4月1日です。ただし、現在の教育長の委員
としての任期満了までは従前のままです。以上簡単に説明させていた
だきました。

どのようなことでもよろしいので、わからない点など、ご質問くださ
い。

大野教育委員
事務局

この会議は年1回の開催ですか。

年1回ではなく必要に応じて開催することになります。先ほど説明申

し上げたように、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策やいじめ問題などで事案が発生した場合には、この総合教育会議を開催することになります。

藤岡教育委員

事案が発生しなかったらということですね。

事務局

そうですね。事案が発生しなければならない場合もあるということです。毎年1回から2回は開催したいと存じます。そのほかよろしいでしょうか。

事務局

それでは、議事に入りたいと思いますので、市長の議事進行によって進めさせていただきます。市長、お願いいたします。

山県市長

それでは、議事を進めさせていただきます。

最初に、山県市総合教育会議運営要綱（案）について、事務局に説明を求めます。

事務局

（1）山県市総合教育会議運営要綱（案）について説明させていただきます。資料ナンバー2をご覧ください。

この要綱に、第1条から第8条まであります。次ページに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋があります。法律の第一条の四に総合教育会議について記載されています。この内容と同じことが、今回の山県市総合教育会議運営要綱（案）とほぼ同じ内容になります。要綱（案）を読み上げさせていただきます。

趣旨。第1条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、山県市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

構成員。第2条、会議は、市長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって組織する。

所掌事務。第3条、会議は、次の各号に掲げる事項についての協議及び調整を行う。

（1）教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議。

（2）教育を行うための諸条件の整備その他、地域の実情に応じた教

育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議。

(3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議。

会議。第4条、会議は、市長が招集する。

第2項、教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

第3項、会議は、緊急を要する場合は、市長と教育長のみで開くことができる。

第4項、会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験者を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

第5項、会議において、その構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

会議の公開。第5条、会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

議事録。第6条、会議の終了後遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとする。

第2項、議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条のただし書により非公開とした部分を除き、山口市公式ウェブサイトに掲示することにより行う。

庶務。第7条、会議の庶務は、総務課にて処理する。ただし、会議の開催並びに大綱の策定等に関する事務を教育委員会に委任又は補助執行させる場合はこの限りでない。

運営の細目。第8条、この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則。この要綱は、平成27年4月1日から施行する。以上です。
 山県市長 ただいま事務局から説明申し上げましたが、ご意見等、ご質問ございましたらお願いします。
 大野教育委員 1点よろしいですか。どこの市町村もほぼこのようなことで理解してよろしいですか。
 事務局 この要綱については、策定していない自治体もあります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第一条の四に明記されていますので、策定する必要は基本的にはありません。
 大野教育委員 そうしますと、表現で疑問箇所があります。第4条第4項のところですが、「関係者又は学識経験者を有する者」というのは、「学識経験を有する者」ではないですか、表記の間違いかなと思いますが。
 事務局 間違いです。「者」を削除願います。
 山県市長 ほかにございませんか。
 教育長 今回の件について、1つよろしいですか。
 他自治体では、この総合教育会議運営要綱でなくて設置要綱を制定している所もあります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律にて総合教育会議の内容が決まっておりますので、設置要綱は要らないという立場でございますが、運営要綱を制定して総合教育会議を開催して行きたいと考えています。4月1日現在、13の県が新しい教育制度に入りました。市町村では236自治体がスタートしたとい聞いております。以上です。
 山県市長 ほかにご意見はございませんでしょうか。
 それでは、ご意見もないようでございますのでお諮りいたします。山県市総合教育会議運営要綱（案）について、ご異議はございませんでしょうか。
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
 山県市長 異議なしと認め、山県市総合教育会議運営要綱を決定いたします。続きまして、山県市の総合的な施策の大綱（案）について議題いたします。
 事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、山県市の総合的な施策の大綱（案）について説明させていただきます。

資料ナンバー3をご覧ください。

山県市教育振興基本計画は平成22年度に策定されました。前期が平成22年度から平成26年度までの5年、後期が平成27年度から平成31年度までの5年間です。昨年度、岐阜大学教育学部名誉教授であります岩田先生を委員長として、10名の委員によって、教育振興計画検討委員会が3回開催され協議されました。またパブリックコメントも行い、この後期版が策定されました。今回、山県市の総合的な施策の大綱作成に向け、市長の強い思いとしまして、資料の左上に書いてありますように、「師を仰ぐ心」親、先生、先輩、地域の方々に感謝し、尊ぶ心を養うことを大綱に掲げました。

基本理念としまして、「ほほえみ・感動・うるおいのある生涯学習のまちづくり」としています。

基本方針1として、生涯学習の基礎を培い、特色ある学校づくりを推進する、基本方針2として、豊かな心と健やかな体を育む生涯学習・文化芸術活動を推進するということで、6つの重点目標、21の主要施策と51の事業を掲げました。それぞれの内容については、各課長より説明させていただきます。

学校教育課長

それでは、主要施策の1から11まで簡単にご説明します。

主要施策1は、学習指導方法の工夫改善の推進、教職員の授業力を高め、児童生徒に確かな学力を育てる内容です。

主要施策2は、ふるさとの伝統や地域性を活かした特色ある教育活動の充実、ふるさと山県に一体感や愛情・誇りがもてる児童生徒を育てる内容です。

主要施策3は、学校間連携事業の充実、高校も入り学校間の連携事業です。

主要施策4は、市の教育センター機能の充実と改革、教職員の研修、不登校児童生徒に対応する「適応指導教室コスモス」にかかわる事業です。

主要施策 5 は、学校整備の推進、だれもが安心で、快適な環境づくりです。

主要施策 6 は、学校適正規模化、統合問題にかかわることです。

主要施策 7 は、学習環境整備の推進、冷暖房設備の充実やトイレ等の改修です。

主要施策 8 は、読書活動の充実と情報教育の推進、全ての児童生徒が読書に親しみ、快適な情報機器の活用です。

主要施策 9 は、学校保健、特に歯と口腔の健康づくり、給食等の食育推進にかかわることです。

主要施策 10 は、学校サポート体制として、学校支援員、教育サポーター等の支援活動の充実です。

主要施策 11 は、緊急事態への体制強化として、あんしんネットによる安全対策やいじめ防止等にかかわることです。以上です。

生涯学習課長

この4月に生涯学習課でお世話になることになりました、課長の梅田でございます。こちらは公民館に配属されました公民館長の堀です。よろしく申し上げます。

それでは、資料に基づきまして説明します。

主要施策 12 でございます、乳幼児期からの家庭教育の推進ということで、家庭教育学級の推進、教育と福祉が連携した放課後子ども総合プランの推進です。

主要施策 13 につきましては、青少年の健全育成で、組織の強化や成人式の開催などです。

主要施策 14 につきましては、新たな生涯学習人口の増加で、生涯学習に関係する団体の育成、連携支援、さらには公民館の活性化を進めることです。

主要施策 15 につきましては、生涯スポーツの推進で、市民の誰もがスポーツを楽しめる、そういった環境づくりです。

主要施策 16 につきましては、文化の里を中心にした文化芸術の推進を図ることです。

主要施策 17 につきましては、市民の読書活動の推進ということで、

図書館を中心に、読書の推進、読み聞かせボランティア等を活用した読み聞かせ教室の開催です。

主要施策18につきましては、文化財や伝統芸術の継承でございまして、文化財を保存また継承することです。

主要施策19につきましては、国際理解教育の推進で、今の国際交流員受入事業また青少年の海外派遣事業の推進です。

主要施策20につきましては、学校における人権教育の推進です。

主要施策21につきましては、あらゆる場、あらゆる機会での人権教育の推進です。以上でございます。

山県市長 ただいま事務局からご説明を申し上げました。質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

藤岡教育委員 大綱策定に向けて、市長さんの「師を仰ぐ心」ということは、今回初めて掲げられたのですね。これを見させてもらって、まさにこれは非常に大事なことだと思います。本当にこういった気持ちで、我々大人も、子供たちに対して接していかなければいけないと思います。やっぱり子は親の鏡と申しまして、親も一緒にそういったモラルの勉強をする場をある程度作っていただき一緒に勉強していきたいと思います。

川田教育委員 私も市長さんの「師を仰ぐ心」はとてもいいことだと思います。毎月PTA新聞を読ませていただいています。ある月の新聞に校長先生が、敬語を子供たちがうまく使えないと書いてありました。昔は先生を家族みんなが尊敬していて、常に先生に対して敬語を各家庭でも使っていた。今はそのような言葉を使っていないので、自然に子供も先生に対して敬語をうまく使えないということが書いてありました。

各小学校では、敬語の教育について、いつ頃から教えてみえるのでしょうか。

学校教育課長 敬語の学習というのは高学年からです。ただし、小学校低学年の国語の教科書には丁寧な言葉遣いで書かれておりますので、そういう意味から言えば、小学校に入った段階から丁寧な言葉遣いが敬語に

発展していくものと考えてよいかと思えます。

川田教育委員 児童生徒が先生に対して敬語を使っていますか。

学校教育課長 そこが課題になるころであろうと思えます。市長もその点を大切に思われています。なかなか日常生活の中で上手に、教師に対して、また親に対して丁寧な言葉を使うということは、ご指摘のとおり不十分ではないかなと考えております。

川田教育委員 社会に出てからでも、上司に対して、目上の人に対して、上手に言葉遣いが使いこなせるということが、その人の品格にも影響してくると思えますので、敬語を使えることが大切だと思います。

教育長 実際に子供たちを見ますと、敬語どころか単語ですよ。文章になっていないという状況です。例えば、小学校に入るまでの育っていく過程で、コミュニケーションが少ないですよ。「ご飯食べる」「何々する」「何々好き」「嫌い」って、こういう単語だけで生活していると大変なことですね。いわゆる子育ての段階から考えていかななくてはいけないと思えます。今回、大綱に向けてという言葉をここに載せさせていただきました。今後いろんな会議の中でこういった話をしていくことを実践してまいりますのでお願いします。

山県市長 ほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

ご意見もないようでございますのでお諮りいたします。

山県市の総合的な施策の大綱（案）について、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山県市長 異議なしと認め、山県市の総合的な施策の大綱を決定いたします。

続きまして、山県市いじめ防止基本方針（案）について議題といたします。事務局より説明を求めます。

学校教育課長 それでは資料ナンバー４をご覧ください。

山県市いじめ防止基本方針について説明をいたします。

1. いじめの問題に対する基本的な考え方としましては、いじめ防止対策推進法、平成25年9月28日に施行されております。法の第2条に定義が載っております。いじめは人間として絶対に許され

ないという立場に立ちまして、地域総ぐるみによるいじめの撲滅に努めることを基本理念としています。

2. いじめ未然防止のための学校での取り組み。3. いじめの早期発見・即時対応のための取り組みを述べております。

4. 学校いじめ防止基本方針の策定については、法13条に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定して、広く保護者、地域に周知しています。さらに、法22条に基づき「学校いじめ未然防止・対策委員会」が各学校に設置されています。

総合教育会議にかかわってくる内容が6でございます。いじめ問題発生時の連携体制についてです。6の(2)に「重大事案」あるいは「重大事案に発展するおそれのある事案」と判断された場合、この総合教育会議、あるいは、市長部局、市教育委員会と学校の連携体制を構築することでございます。

例えば、学校でいじめが発生した場合、①学校教育課の生徒指導担当者が学校の「学校いじめ対策委員会」へ参加し助言する。

次の対応として、②学校教育課長、私が、「学校いじめ対策委員会」へ参加し助言することになります。

③重大事案に発展するおそれが考えられる場合には、学校教育課が主導しまして、該当校に「市教育委員会いじめ対策委員会」を設置することになります。学校教育課長が中心となって学校と一体となった委員会を設けることでございます。また警察、スクールカウンセラーなど必要に応じて対応して行くことになります。

これが重大事案で死に至るような場合、またそれに近いような場合など、教育長が市長に対して、この総合教育会議の招集を要請いたします。副市長、あるいは、市教育委員会いじめ対策委員長である学校教育課長、市の危機管理対策監等を必要に応じて加え、④の「市いじめ問題対策会議」を設置し、対策を協議することになります。

⑤は、よく第三者委員会とか第三者機関とか言われるような内容で、いじめに対する対策がそれでよかったのか、あるいは原因は何であるのか、より深く調査する必要がある場合設ける「市いじめ問題調

査委員会」であります。

以上でございます。

教育長 危機管理対策監は、本年度から市長部局の総務課に設置されました。この方は警察OBの方で、青少年の非行の問題等に長く携わっていらっしゃる方で、私どもにいろいろなアドバイスがいただけたと思います。

山県市長 ただいまの基本方針につきまして、ご意見等ございましたらお願いします。

藤根委員長 危機管理対策監ですが常勤ですか。

教育長 常勤です。

山県市長 よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますのでお諮りいたします。

山県市いじめ防止基本方針(案)について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山県市長 異議なしと認め、山県市いじめ防止基本方針を決定いたします。

以上をもちまして、協議事項、全て終了いたしました。

ありがとうございました。

事務局 これをもちまして、平成27年度第1回の山県市総合教育会議を閉会します。ありがとうございました。

(午後2時25分閉会)

事務局 引き続き、山県市の教育について意見交換会を開催します。

◇ ◇ ◇ ◇ 市長と教育委員の意見交換会 ◇ ◇ ◇ ◇